

特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：B水準）

指定要件等（以下の要件を全て満たす必要があります）

	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること。	新医療法※第113条第1項、第5項	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	医療機能が、次頁「地域医療確保暫定特例水準（B水準）の指定対象医療機関」に示すいずれかに該当すること。	・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ・新医療法第113条第1項	「地域医療提供体制の確保のため、必須となる医療機能を有することを証明する書類」など
3	・医師労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第113条第3項第1号	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号	「誓約書」（様式5）
6	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）

地域医療確保暫定特例水準（B水準）の指定対象医療機関

県における指定対象医療機関の要件		
※以下のⅠ～Ⅴのいずれかの要件に該当していることが必要。		
◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」双方の観点から、（以下のいずれかに該当すること）		
Ⅰ 三次救急医療機関		
Ⅱ 以下①～③の要件全てに該当する医療機関		
二次救急医療機関	①救急告示医療機関、病院群輪番制に参加する医療機関	
年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上	②左記のとおり（指定を受ける前年1月～12月の実績を基本とする）	
「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」	がん	③栃木県保健医療計画において、各疾病・事業ごとに示されている役割に該当する医療機関
	脳卒中	
	心血管疾患	
	糖尿病	
	精神疾患	
	救急医療	
	災害医療	
周産期医療		
小児医療		
Ⅲ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)		
「機能強化型在宅療養支援病院」及び「機能強化型在宅療養診療所」（単独型・連携型）		
Ⅳ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関（以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください）		
精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）		
小児救急のみを提供する医療機関		
へき地において中核的な役割を果たす医療機関		
Ⅴ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)		
高度のがん治療を行う医療機関		
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関		
児童精神科を行う医療機関		

連携型特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：連携B水準）

指定要件等（以下の要件を全て満たす必要があります）

	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、副業。兼業により時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務すると考えられること。	新医療法第 118 条第 1 項、第 2 項（新医療法第 113 条第 5 項）	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること。（例）大学病院、地域医療支援病院等	新医療法 118 条第 1 項	「派遣先医療機関の一覧」（様式 2-3）等
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第 118 条第 2 項（新医療法第 113 条第 3 項第 1 号）	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第 113 条第 3 項第 2 号（新医療法第 118 条第 2 項）	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第 113 条第 3 項第 3 号（新医療法第 118 条第 2 項）	「誓約書」（様式 5）
6	連携 B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など

技能向上集中研修機関（集中的技能向上水準：C－1水準）

指定要件等（以下の要件を全て満たす必要があります）

	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	新医療法第119条第1項、第2項（新医療法第113条第5項）	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること。	新医療法119条第1項	「臨床研修プログラムまたは専門研修プログラム」
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第119条第2項（新医療法第113条第3項第1号）	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号（新医療法第119条第2項）	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第2号（新医療法第119条第2項）	「誓約書」（様式5）
6	C－1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医等の確保及び地域の医療提供体制へ悪影響を与えないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取、地域医療対策協議会での協議など

特定高度技能研修機関（集中的技能向上水準：C－2水準）

指定要件等（以下の要件を全て満たす必要があります）

	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C－2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること。	新医療法第120条第1項、第2項（新医療法第113条第5項）	「審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書」
2	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	新医療法第120条第1項	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第120条第2項（新医療法第113条第3項第1号）	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第120条第2項（新医療法第113条第3項第2号）	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など	「誓約書」（様式5）
6	C－2水準を適用しても、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に悪影響を与えることがなく、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など